

開講年度・学期	2018 年度・前期	授業形態	講義
科目名	憲法第 2 部	科目ナンバー	JAPUB2202
英語表記	Constitutional Law 2	担当教員	阿部 和文
単位数	2		

科目の主題

日本国憲法の解釈論のうち、いわゆる統治機構論を主に扱う。

授業の到達目標

日本国憲法、特に第四章以下の解釈論について基本的な知識を習得することが目標となる。(我が国の公的な意思決定がどのような原則・手続に基づいて行われるのか、更に第 1 部との関係では、国民主権・立憲主義や第三章の諸権利がどのような組織・手続によって具体化されるのか、という問題に関わる。)

授業内容・授業計画

講義の行程は概ね次の通りである。詳細は開講時に改めて告知する。なお、授業の進捗状況に応じて変動する場合がある。

第 1 回	ガイダンス、総説（統治機構の基本概念）
第 2 回	立法権（国会の地位と組織）
第 3 回	立法権（議員の地位、議院の組織と権限、会議の基本原則）
第 4 回	行政権（行政の概念、内閣の組織・権限）
第 5 回	行政権（議院内閣制）
第 6 回	司法権（裁判所の組織、司法権の独立）
第 7 回	司法権（裁判所の権限、公開原則）
第 8 回	違憲審査制（制度の諸類型、違憲審査の対象）
第 9 回	違憲審査制（憲法判断の手法、違憲判決の効果）
第 10 回	戦争放棄
第 11 回	財政
第 12 回	地方自治
第 13 回	国法の諸形式
第 14 回	憲法と国家の保障
第 15 回	憲法改正と憲法変遷

事前・事後学習の内容

事前学習としては、レジュメ及び教科書・百選の指定箇所を通読しておくことが求められる。

評価方法

評価は期末試験のみによって行う。レポートや中間テストを課する予定はない。

受講生へのコメント

既に第 1 部を履修している場合は、その内容を適宜思い出せるようにしておくことが重要である。日本国憲法全体にわたる原則・理念は統治機構にも当然及ぶものであり、また第三章所定の権利は、本講義で扱う国家の様々な活動の中で尊重され、実現されることを想定しているためである。

講義は、憲法に関する説明を主目的としている。ただ、その途中で他の法律の用語や議論に触れざるを得ない場合がある。これは第 1 部と同様であるが、第 2 部では国会法・内閣法・裁判所法などの政治システムに関する（形式的意味の憲法とは別の）法律を頻繁に取り上げることになる。

教材

①大石眞『憲法講義 I 第 3 版』（有斐閣、2014 年）、②『憲法判例百選 II 第六版』（有斐閣、2013 年）以上のほか、学習用六法（出版社は問わないが、開講の時点で最新のもの）を用意しておくこと。

その他

履修可能最低年次

2 年次生以上